重要

社 労 連 第 15 号
令和３年１月８日

都道府県社会保険労務士会会長　殿

全国社会保険労務士会連合会
会　長　　大　野　　実
（公 印 省 略）

「社会保険労務士法施行規則の規定に基づく社会保険労務士の記名の取扱いについて」の一部改正について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省年金局事業企画課長は令和２年 12 月 25 日付年管企発 1225 第１号「「社会保険労務士法施行規則の規定に基づく社会保険労務士の記名の取扱いについて」の一部改正について」により、別紙のとおり通知を発信いたしましたので、通知いたします。

今般、厚生労働省は押印等を不要とするための必要な改正を行うこととし、これにより「社会保険労務士法施行規則の規定に基づく社会保険労務士の記名の取扱いについて」（昭和 62 年３月 24 日付庁文発第 1416 号社会保険庁長官官房総務課長通知）の見直しを行い、社会保険労務士の行う手続における申請書等の社会保険労務士記載欄から社会保険労務士個人の印鑑の押印欄が廃止されることになりました（提出代行及び事務代理等の記載又は定型印の押印の取扱いは従来通り）。

なお、参考資料として当該昭和 62 年３月 24 日付通知の見直し箇所を示した文書も併せてお送りいたします。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

謹　白

（担当：業務部企画・広報課　企画係）

別　紙

年管企発１２２５第１号
令和２年12月25日

日本年金機構事業企画部長　殿

厚生労働省年金局事業企画課長
（　公　印　省　略　）

「社会保険労務士法施行規則の規定に基づく社会保険労務士の記名の取扱いについて」の一部改正について

令和２年７月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等、押印又は対面を求めている手続については、原則として全て、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされたところである。

これを踏まえ、厚生労働省としては、所管する法令に関し、国民や事業者等に対して、押印又は署名（以下「押印等」という。）を求めている手続について、国民や事業者等の押印等を不要とするために必要な改正を行うこととし、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号）を含む省令及び告示については、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第208号。以下「整理省令」という。）により改正されることとなった。

この整理省令による改正を踏まえ、社会保険労務士法施行規則の規定に基づく社会保険労務士の記名の取扱いについて（昭和62年３月24日付け庁文発第1416号社会保険庁長官官房総務課長通知）も、別添のとおり改正することとなったので、遺漏なきよう取り計られたい。

（別添）

庁 文 発 第 １ ４ １ ６ 号
昭 和 ６ ２ 年 ３ 月 ２ ４ 日

都道府県民生主管部(局)長 殿

社会保険庁長官官房総務課長

社会保険労務士法施行規則の規定に基づく社会保険労務士の記名の取扱いについて

社会保険労務士法施行規則(以下「規則」という。)第16条の規定により、社会保険労務士が、社会保険労務士法(以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定する書類(以下「提出書類」という。)の作成又は同項第1号の2に規定する提出代行を行う場合には、当該提出書類に作成年月日又は「提出代行者」の表示を行い、社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載しなければならないこととされており、また、規則第16条の３の規定により、社会保険労務士は、法第2条第1項第1号の3に規定する事務代理をする場合において、所要の様式に基づく申請書等を行政機関等に提出するときは、事務代理等の権限を与えた者の氏名又は名称を記載した申請書等に「事務代理者」と表示し、かつ、社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載しなければならないこととされているが、社会保険労務士の記名の取扱いは下記によるのでご了知のうえ貴管下各機関に周知徹底を図られたい。

記

第1　定型印の使用について

社会保険労務士が、提出代行又は事務代理を行う際、規則に定める氏名の記載を、第2に示す形状の印(以下「定型印」という。)の押印により行うことは差し支えないものとすること。

第2　定型印の形状等について

(1)　形状

縦9㎜横85㎜の長方形

(2)　定型印の印影

イ　提出代行による場合

（別添）

① 社会保険労務士業を行う社会保険労務士の場合

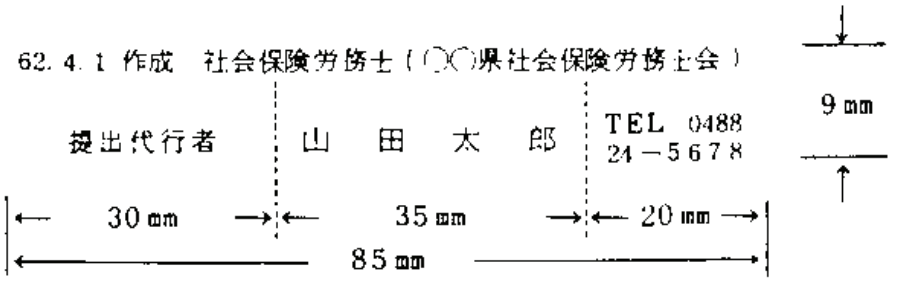

② 勤務社会保険労務士の場合

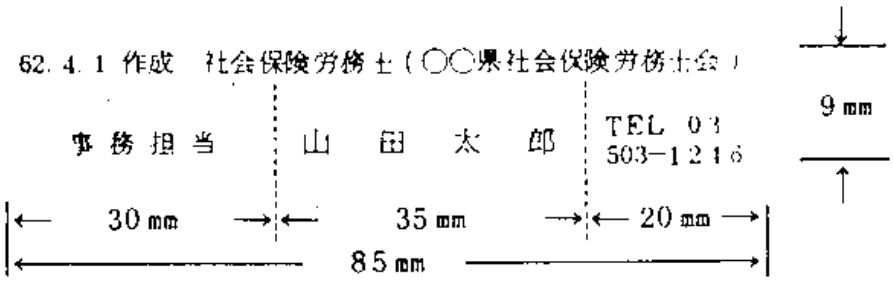

ロ 事務代理による場合

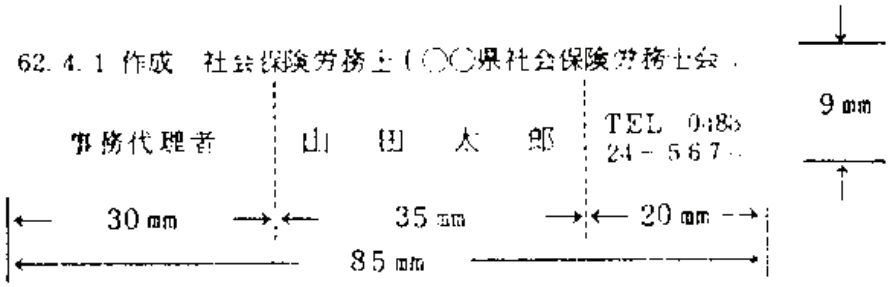

第3　定型印の押印場所について

定型印の押印は、提出書類の様式欄外に社会保険労務士が氏名を記載すべき欄があらかじめ設置されている場合には当該欄に、設置されていない場合には様式欄外の下部余白に行うものであること。

なお、現行の様式に設置されている社会保険労務士の氏名の記載欄については、逐次次のように改訂していく予定であること。

改訂後の社会保険労務士記載欄

（別添）

改訂後の社会保険労務士記載欄

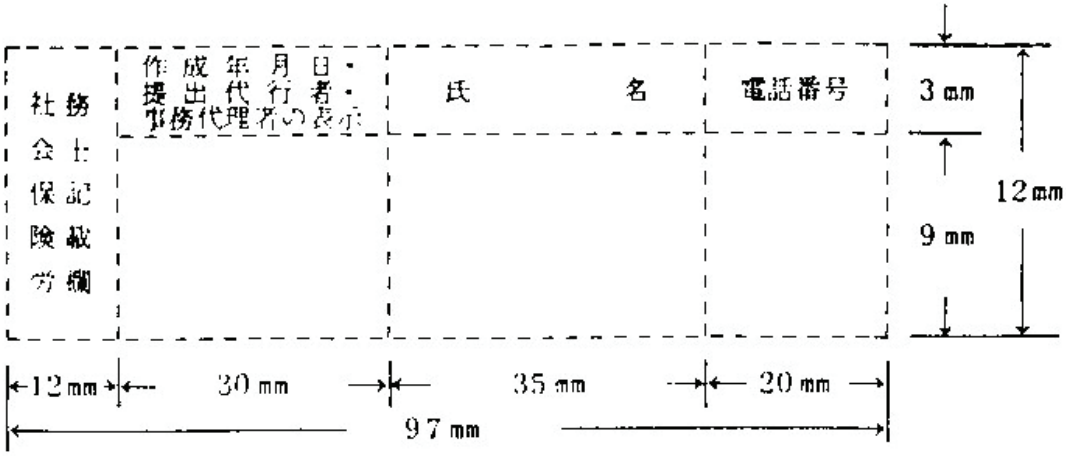

第4　定型印の使用上の留意点について

社会保険労務士が提出書類の作成事務のみを行い、提出代行又は事務代理をしないような場合において定型印を使用する際には、「提出代行者」又は「事務代理者」の表示を抹消させるものとすること。

第5　その他

昭和54年2月9日付け労徴発第8号は、廃止するものとすること。

参考資料

（別添）

庁 文 発 第 1 4 1 6 号
昭 和 6 2 年 3 月 2 4 日

都道府県民生主管部(局)長 殿

社会保険庁長官官房総務課長

社会保険労務士法施行規則の規定に基づく社会保険労務士の記名の取扱いについて

社会保険労務士法施行規則(以下「規則」という。)第16条の規定により、社会保険労務士が、社会保険労務士法(以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定する書類(以下「提出書類」という。)の作成又は同項第1号の2に規定する提出代行を行う場合には、当該提出書類に作成年月日又は「提出代行者」の表示を行い、社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載~~署名し、又は記名押印~~しなければならないこととされており~~いるところであるが~~、また~~今般~~、規則第16条の3の規定により、社会保険労務士は、法第2条第1項第1号の3に規定する事務代理をする場合において、所要の様式に基づく申請書等を行政機関等に提出するときは、事務代理等の権限を与えた者の氏名又は名称を記載~~本人の記名を押印~~した申請書等に「事務代理者」と表示し、かつ、社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載~~記名押印~~しなければならないこととされているが~~たことに伴い~~、社会保険労務士の記名の取扱いは下記による~~こととした~~のでご了知のうえ貴管下各機関に周知徹底を図られたい。

記

第1　定型印の使用について

社会保険労務士が、提出代行又は事務代理を行う際、規則に定める氏名の記載~~記名~~を、第2に示す形状の印(以下「定型印」という。)の押印により行うことは差し支えないものとすること。

第2　定型印の形状等について

(1)　形状

縦9㎜横85㎜の長方形

(2)　定型印の印影

イ　提出代行による場合

（別添）

① 社会保険労務士業を行う社会保険労務士の場合

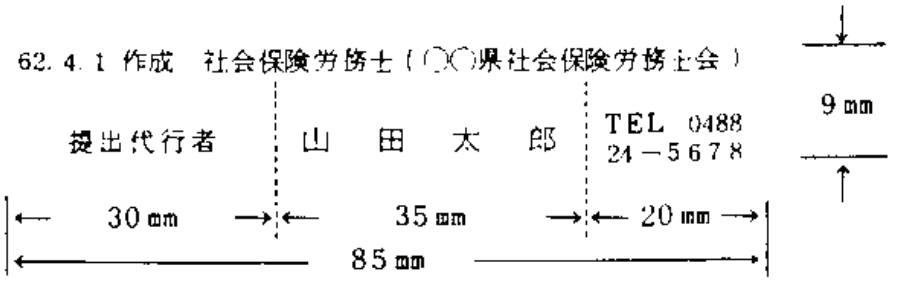

② 勤務社会保険労務士の場合

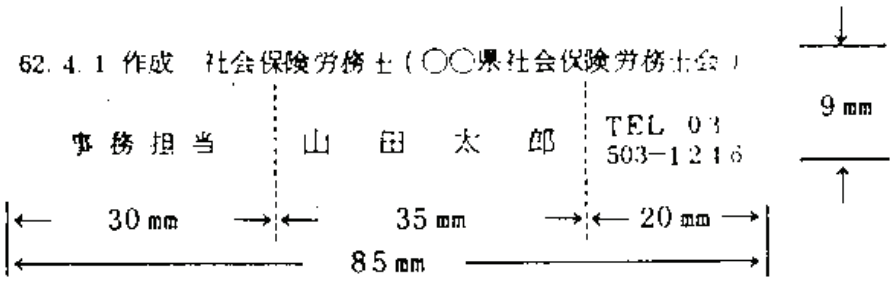

ロ 事務代理による場合

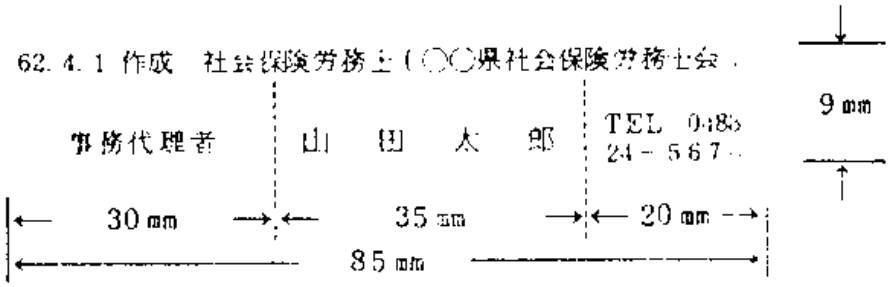

第3　定型印の押印場所について

定型印の押印は、提出書類の様式欄外に社会保険労務士が氏名を記載~~記名押印~~すべき欄があらかじめ設置されている場合には当該欄に、設置されていない場合には様式欄外の下部余白に行うものであること。

なお、現行の様式に設置されている社会保険労務士の氏名の記載~~記名押印~~欄については、逐次次のように改訂していく予定であること。

改訂後の社会保険労務士記載欄

（別添）

改訂後の社会保険労務士記載欄

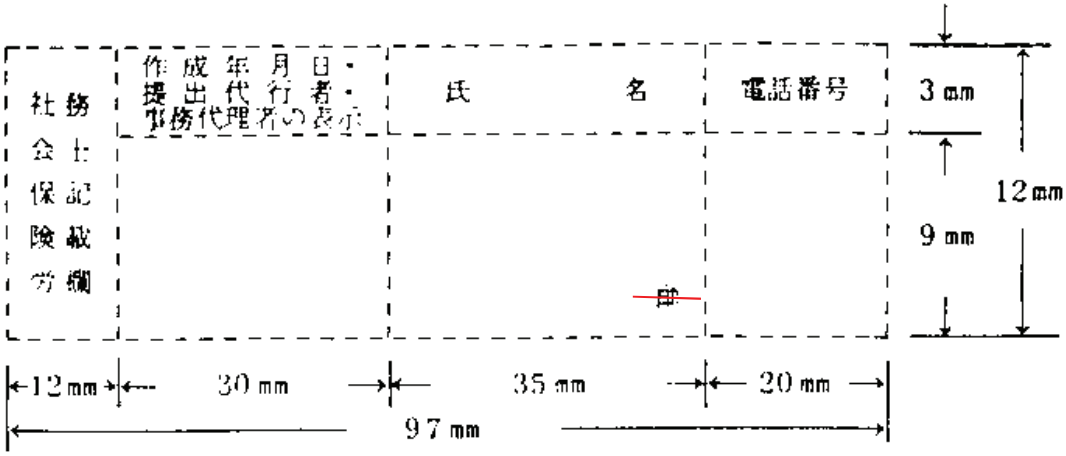

第4　定型印の使用上の留意点について

~~(1)　社会保険労務士が規則に定める記名を定型印により行う場合であっても、規則に定める押印については、当該社会保険労務士の印鑑を省略することはできないものであること。~~

~~(2)~~　社会保険労務士が提出書類の作成事務のみを行い、提出代行又は事務代理をしないような場合において定型印を使用する際には、「提出代行者」又は「事務代理者」の表示を抹消させるものとすること。

第5　その他

昭和54年2月9日付け労徴発第8号は、廃止するものとすること。